

しんきん自動送金サービス規定

第1条（この規定の取引における契約の成立）

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

第2条（送金指定項目の届出）

自動送金サービスのお取扱いにあたっては、あらかじめ受取人・期間・送金日・送金額等をご指定のうえ当金庫へお届けください。

第3条（手数料）

1. このお取扱いにあたっては、当金庫所定の振込手数料をいただきます。
2. 送金金額を変更された場合は、振込手数料も変更となる場合があります。

第4条（送金額）

送金額は毎月一定金額は月別指定金額とします。月別指定金額の場合、指定月、指定金額は毎年同じとします。

第5条（指定預金口座からの引落とし）

1. 指定預金口座からの引落としについては、一般当座勘定規定又は普通預金規定に関わらず、当座小切手の振出し又は普通預金通帳・払戻請求書の提出は必要とせず、当金庫所定の方法により処理いたします。なお、振込手数料についても同様の方法により処理いたします。
2. 当金庫は、指定された日に指定金額を口座振替の方法により申込人の指定預金口座から引落としのうえ、受取人預金口座へ送金いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略します。

第6条（指定預金口座の残高不足時の処理）

指定預金口座の残高が、送金日の午後2時30分に送金額に満たない場合は、受取人に送金できません。また、その場合、特に通知はいたしません。

第7条（送金のとりやめ）

お客さまの都合により送金を取りやめる場合は当金庫所定の手続きをお取りください。

第8条（送金内容の変更）

受取人名や送金先・口座番号を変更する場合は、改めて「しんきん自動送金サービス申込書(新規利用)」を提出してください。

その他の変更については、「しんきん自動送金サービス申込書(変更用)」を提出してください。

第9条（解約）

1. この契約は、送金期間の満了をもって自動的に解約いたします。
2. 指定預金口座の残高不足により、6カ月にわたり口座振替が不能となった場合には、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

3. この契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

第10条（規定の変更等）

1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他適切な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 第1項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示および当金庫ホームページへの掲載またはその他適切な方法で公表することにより、周知します。
3. 第1項および第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の適切な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上
令和2年4月1日